○松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱

平成24年3月30日告示第98号

改正

平成28年3月30日告示第76号
平成31年4月1日告示第127号
令和3年4月1日告示第188号
令和4年4月1日告示第190号

松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱

（趣旨）

第1条　松阪市地域防災活動推進助成金（以下「助成金」という。）については、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付目的）

第2条　この助成金は、住民自治協議会等が行う地域防災活動の経費の一部を補助することにより、防災意識の高揚を図るとともに、災害時における迅速かつ適切な広域的自主防災活動の向上を図ることを目的とする。

（助成対象）

第3条　助成金を受けることができるものは、別表に規定する防災活動等を行う住民自治協議会（松阪市地域づくり条例（令和2年松阪市条例第55号）第2条に規定する団体をいう。以下同じ。）及び住民協議会内の単位自治会を基礎とした自主防災組織（以下、自主防災組織という。）を助成対象とする。ただし、自主防災組織が申請する場合は、当該年度までに1年以上の防災活動を行っていることとする。

（助成対象経費及び助成金額）

第4条　助成金の対象となる経費及びその額は、別表のとおりとし、算出された助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松阪市地域防災活動推進助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書
(2)　防災活動実績が明らかになるもの（自主防災組織の申請に限る。）
(3)　見積書又は助成対象経費が明らかになるもの
(4)　住民自治協議会会則（住民自治協議会の申請に限る。）
(5)　自主防災組織規約及び隊員名簿（自主防災組織の申請に限る。）
(6)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条　市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付が適当と認めるときは、松阪市地域防災活動推進助成金交付

決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

２　市長は、前項の助成金の交付決定をする場合において、交付目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（変更交付申請）

第7条　助成金の交付決定後に交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、松阪市地域防災活動推進助成金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市地域防災活動推進助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第8条　助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市地域防災活動推進助成金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　領収書又は購入品明細で購入金額が確認することができるもの

(2)　事業実施を確認することができる写真等（防災資機材の修繕を行った場合は、修繕前及び修繕後の写真）

(3)　その他市長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第9条　市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金額を確定し、松阪市地域防災活動推進助成金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条　前条の確定通知を受けた交付決定者は、松阪市地域防災活動推進助成金請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の請求書に基づき助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)　助成金をその目的外の用途に使用したとき。

(4)　偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(5)　事業遂行に当たり、法令上問題があると市長が認めたとき。

２　市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市地域防災活動推進助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（終期等）

第12条　この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和10年3月31日とする。

２　前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

３　目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

（書類の整備等）

第13条　交付決定者は、この助成事業に係る関係書類を、当該助成事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（松阪市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱の廃止）

２　松阪市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱（平成17年松阪市告示第239号）は、廃止する。

附　則（平成28年3月30日告示第76号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成31年4月1日告示第127号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和3年4月1日告示第188号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和4年4月1日告示第190号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和7年3月27日告示第118号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

番号	項目	補助対象団体	助成対象となる経費	助成金額	使用可能
1	地域防災活動費	住民自治協議会	防災訓練等に係る経費、消耗品費、燃料費、食料費（炊き出し訓練に係るものに限る。）印刷製本費、講師謝金、その他市長が特に必要と認めるもの	助成の対象となる経費の2分の1（当該額が4万円を超えるときは4万円を上限とする。） ※ただし、住民自治協議会内自治会数を10で除した数値が1.0を超える場合は、4万円に当該数値を乗じた金額を上限とする。	年度内2回まで利用可能
2	防災に関する資格取得費	住民自治協議会または自主防災組織	住民自治協議会及び自主防災組織が選出した者が防災に係る資格（防災士・危機管理士等）を取得するために受講した研修講座に係る経費（研修・講座受講料、資格取得試験受講料及び資格認証登録料とし、講座受講に係る旅費、宿泊費、飲料費等を除く。）	資格を取得した者1人につき、助成の対象となる経費の2分の1（当該額が3万円を超えるときは3万円を上限とする。）	年度内2名まで利用可能
3	防災資機材整備費	自主防災組織	A.自主防災組織発足時に必要な防災資機材の取得に要する経費	助成の対象となる経費に相当する額。（当該額が30万円を超えるときは30万円を上限とする。）	自主防災組織発足後1回のみ利用可能
			B.整備済み防災資機	助成の対象となる経費	年度

			材、災害用備蓄品の修繕及び追加配備に要する経費	の2分の1。（当該額が6万円を超えるときは6万円を上限とする。）	内1回のみ利用可能

備考

防災資機材整備費を利用し、購入した防災資機材や災害用備蓄品の保管場所は、住民自治協議会や自治会が所有する場所とする。

様式第1号（第5条関係）

松阪市地域防災活動推進助成金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）松阪市長

申請者　所在地

団体名

代表者氏名

（TEL　　－　　）

松阪市地域防災活動推進助成金の交付を受けたいので、松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱第５条の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　交付申請額　　金　　円

２　収支予算書

収入の部		支出の部	
科目	金額（円）	科目	金額（円）
助成金		事業費総額	
地元負担金			
その他			
計		計	

３　関係（添付）書類

（1）　事業計画書
（2）　防災活動実績が明らかになるもの（自主防災組織の申請に限る。）
（3）　見積書又は助成対象経費が明らかになるもの
（4）　住民自治協議会会則（住民自治協議会の申請に限る。）
（5）　自主防災組織規約及び隊員名簿（自主防災組織の申請に限る。）
（6）　その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

松阪市地域防災活動推進助成金交付決定通知書

指第　　号

年　　月　　日

様

松阪市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった松阪市地域防災活動推進助成金について、下記のとおり交付することになったので、松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

記

１　交付決定金額　金　　円

２　条件等

○この助成金の決定内容、条件等に違反したとき又は状況報告、実績報告の提出がなく、若しくは調査の拒否があったときは、この決定通知を取り消します。

様式第3号（第7条関係）

松阪市地域防災活動推進助成金変更交付申請書

年　　月　　日

（宛先）松阪市長

申請者　所在地

団体名

代表者氏名

（℡　　－　　）

年　　月　　日付けで交付決定の通知があった松阪市地域防災活動推進助成金について、下記のとおり計画変更したいので、松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱第７条第１項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

１　交付決定済額　　円

２　変更申請額　　円

３　助成金増減額　　円

４　変更の理由

５　変更の内容

６　関係（添付）書類

様式第4号（第7条関係）

松阪市地域防災活動推進助成金変更交付決定通知書

指第　　号

年　　月　　日

様

松阪市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった松阪市地域防災活動推進助成金について、下記のとおり変更し、交付することに決定したので、松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

1　交付決定済額　　円

2　変更決定額　　円

3　助成金増減額　　円

4　条件等

○この助成金の決定内容、条件等に違反したとき又は状況報告、実績報告の提出がなく、若しくは調査の拒否があったときは、この決定通知を取り消します。

様式第5号（第8条関係）

松阪市地域防災活動推進助成金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）松阪市長

報告者　所在地

団体名

代表者氏名

（TEL　　－　　）

年　　月　　日付けで交付決定のあった松阪市地域防災活動推進助成金について、松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱第８条の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　実績金額　　金　　円

２　収支決算書

収入の部		支出の部	
科目	金額（円）	科目	金額（円）
助成金		事業費総額	
地元負担金			
その他			
計		計	

３　完了年月日　　年　　月　　日

４　関係（添付）書類

（1）　領収書又は購入品明細で購入金額を確認することができるもの

（2）　事業実施を確認することができる写真等
（防災資機材の修繕を行った場合は、修繕前及び修繕後の写真）

（3）　その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

松阪市地域防災活動推進助成金額確定通知書

年　　月　　日

様

松阪市長　　印

年　　月　　日付けで実績報告のあった松阪市地域防災活動推進助成金について、下記のとおり助成金の額を確定したので、松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　確定額　　円

様式第7号（第10条関係）

松阪市地域防災活動推進助成金請求書

年　　月　　日

（宛先）松阪市長

請求者　所在地
団体名
代表者氏名

松阪市地域防災活動推進助成金として、松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・労働金庫
		本店・支店・出張所
	預金種別	普通　　当座　　その他（　　）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

注）口座番号・名義人…通帳のとおり正しく記入してください。

※振込口座について
申請住民自治協議会等の管理する口座以外（個人、町内会・組などで管理している口座）へ振込みを依頼される場合は次の委任状に記入してください。

委　任　状

松阪市地域防災活動推進助成金の受領に関する一切の行為を次の者に委任します。

年　　月　　日

委任者　住　所
（代表者）　氏　名　　印

受任者　住　所
氏　名　　㊞

様式第8号（第11条関係）

松阪市地域防災活動推進助成金交付決定取消通知書

年　　月　　日

様

松阪市長　　印

　　年　　月　　日付け　第　号で交付決定の通知をした松阪市地域防災活動推進助成金について、松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

　なお、超過交付となった助成金　　円については、同条第1項後段の規定により　　年　　月　　日までに返還してください。

記

1　交付決定額　　円

2　交付済額　　円

3　取消額　　円

4　返還額　　円

5　取消しの理由